

特定調達品目に関する提案募集について(物品・役務)

1. 提案募集の目的・概要

- (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づき「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に定めた「特定調達品目」及びその「判断の基準」の追加、見直し等に係る検討の参考とするため、以下の提案を募集します。

「特定調達品目」の追加及びその「判断の基準」の提案

現行の「判断の基準」の強化、見直し等の提案

環境物品の開発や普及を促進するため、『数年後を目途に「特定調達品目」又は「判断の基準」として位置付けを行うことが見込めるもの』についても、何らかの方法で基本方針に位置付けることを検討しているところです。このため、今年度は、「数年後を目途に市場化が見込まれる製品等」を念頭においた上記、の提案も受け付けることとします。

- (2) 本提案募集は、「特定調達品目」及びその「判断の基準」の提案をいただくことを目的とするものであり、特定の商品をご提案いただくものではありません。また、商品の審査及び認証を行うものでもありません。
- (3) 現在、基本方針において「特定調達品目」として定めているものは(資料1)のとおりです。
- (4) 基本方針の全文については、環境省のホームページに掲載しています。
アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

2. 提案募集の対象

- (1) 本募集の対象は、物品及び役務(ただし、公共工事を除く。)とします。
- (2) 公共工事に関する提案については、別途定める「特定調達品目に関する提案募集について(公共工事)」により提案を行って下さい。
- (3) 建物に附帯する設備(照明、空調設備など)などのうち、物品として調達するものについては、本募集の要領に従い、公共工事において設置するものについては、公共工事の品目として(2)により提案を行って下さい。物品としての調達及び公共工事における設置の双方での調達可能性のあるものについては、双方に提案いただくことも可能です。

3. 提案資料の提出及びヒアリング

- (1) 提案資料

「記入要領」に従い【様式0～4】に必要事項を日本語で記載し、以下～の資料をご

提出下さい（提案に当たって必要となる提出資料については図1を参照してください）。

< 提案資料 >

提案品目自己チェック票 【様式0】 提案品目毎に 3部

特定調達品目提案書 【様式1】 提案品目毎に 3部

提案品目の概要 【様式2】 提案品目毎に 3部

提案品目の特性 【様式3】 提案品目毎に 3部

提案品目の一覧 【様式4】 3部

上記の記述の根拠となる資料 提案品目毎に 3部
(様式は問いません)

上記 ~ の電子ファイルを保存したCD-R 1部

- 環境省又は経済産業省ホームページよりダウンロードした2つの様式のファイル（「様式0~3.xls」、「様式4.xls」）に必要データを入力し、CD-Rに保存したものを提出して下さい。
- 複数の提案がある場合は、 ~ については**提案品目毎のExcelファイルを作成し、ファイル名を提案品目名（「様式0~3.xls」の「」の部分提案品目名に変更）**として下さい。
- 複数の提案がある場合においても、 の提案品目の一覧については1ファイル（「様式4.xls」）のみとして下さい。
- CD-Rには必ず提案団体名を記載し、事前に必ずコンピュータウイルス検査を実施してから提出して下さい。
- なお、電子ファイルの提出が困難な場合は、その旨を記載した文書を提出して下さい。

提案品目及び比較対象品目等について、 の記述に関して の「記述の根拠となる資料」を必ず提出して下さい。提案する基準を満足する具体的な商品のリスト及びその仕様の概略を必ず添付して下さい。（カタログ等でも結構です。）

また、環境負荷増大の懸念事項がある場合、その項目、内容、程度について必ず記載して下さい。

(2) 提案資料の様式のダウンロード

提案資料の様式については、環境省及び経済産業省のホームページよりダウンロードすることができます。（両者に掲載するものは同一のものです。）

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

<http://www.meti.go.jp/policy/environment/index.html>

(3) 提案資料の提出方法、提出期限及び提出先

提出方法

提案資料は、郵送又は持参により提出して下さい。電子メール又はファクシミリにより

提出されたもの、期限を過ぎて提出されたものは受け付けませんので、予めご了承下さい。

郵送による場合は、封筒に「特定調達品目提案資料在中」と記載して下さい。

提出期間

受付開始：平成 18 年 6 月 19 日（月）

受付締切：平成 18 年 7 月 18 日（火）

郵送による場合は、平成 18 年 7 月 18 日（火）の消印があるものまで有効

持参による場合の受付時間は、平日の 9:45 から 17:30 まで

提出先

〒100-9875 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

中央合同庁舎第 5 号館 2 5 階

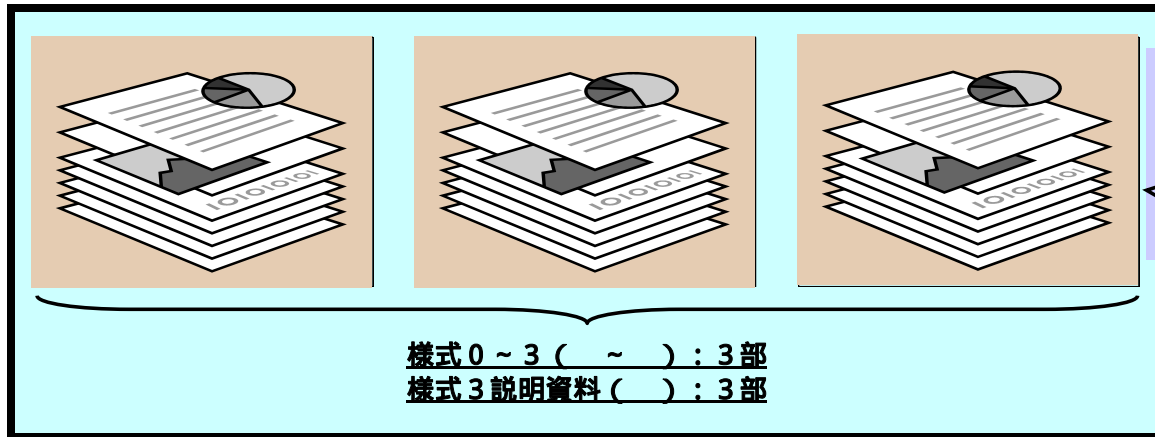
環境省総合環境政策局環境経済課 宍戸あて

TEL: 03-5521-8229 （最寄り駅）東京メトロ霞ヶ関駅

（４）提案者へのヒアリング

必要に応じて、提案者に対するヒアリングを実施し（於：東京）提案内容の確認をさせていただきます。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途ご連絡させていただきます。

提出資料一覧



提案品目ごと

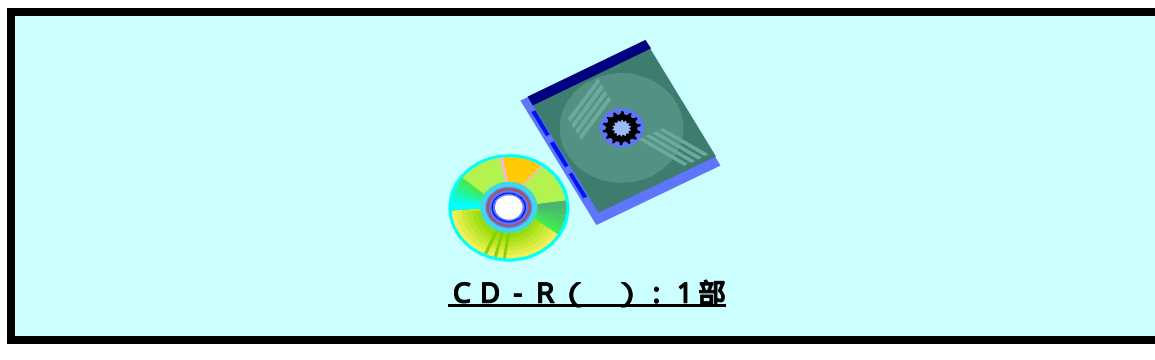


図1 提案に当たって必要となる提出資料

注:()内の丸数字はp.2の<提案資料>の番号に対応

4. 提案に当たっての留意事項

(1) 提案品目の名称

本提案募集は、グリーン購入法に基づく特定調達品目の候補をご提案いただくことを目的としており、特定の商品をご提案いただくものではありません。(資料1)「特定調達品目の一覧」を参考に、特定調達品目となるような一般的な品目名称案を提案してください。

特定の商品名のみでご提案いただいた場合には受け付けられないことがありますのでご注意ください。

(2) 検討に当たっての基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方（資料2参照）に基づき実施します。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりです。

物品等の品質等の一般的事項を満足していること

- 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
- 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること

環境負荷低減効果が確認できること

- 客観的に環境負荷低減効果が確認できること（環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること）
- 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となります。

- 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
- 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

(3) 提案資料提出に際しての自己チェック

提案資料提出の前に、提案の内容が上記(2)に示す考え方を踏まえたものとなっているか、【様式0】を用いて自己チェックを行ってください。【様式0】のC欄のすべてに が記入できない提案は、受け付けられませんので提出をご遠慮ください。

(4) 提案者の提供する情報の取り扱い

各提案に関する検討は、提案者の責任において提供された情報に基づいて実施します。万が一、提供された情報に故意に虚偽の内容が含まれている場合、又は提案資料の記載内容に疑義が生じた場合は検討を取り止める場合があります。

5. 特定調達品目等の検討の進め方

(1) ヒアリングの実施

必要に応じて、提案資料に基づき、提案者からのヒアリングを実施します。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途環境省より日程等を通知します。

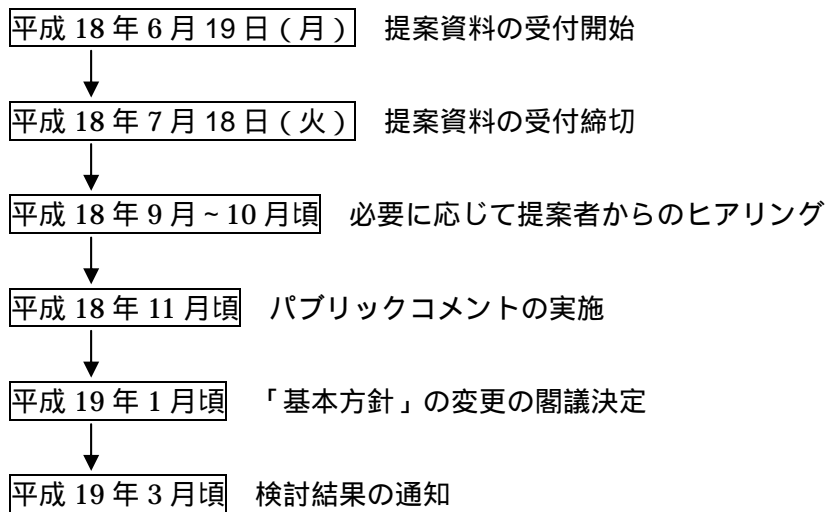
(2) パブリックコメント及び閣議決定

特定調達品目の追加等については、その概要案を公表して一般からの意見の募集（パブリックコメント）を実施したのち、最終案を取りまとめ、閣議決定します。

(3) 検討結果の通知

提案についての検討結果については、環境省より提案者に対して通知します。

(4) 検討スケジュール



6. その他

(1) 追加資料の提出等

提案に関する追加資料の提出等をお願いする場合があります。

(2) 提案に係る費用

資料の作成及び提出に要する費用、ヒアリング等に当たっての交通費は、提案者の負担とします。

(3) 提案資料の取り扱い

提出資料は、以下の目的以外には無断で使用しません。また、提案資料は返却しません。

- 特定調達品目及びその判断の基準の検討、作成及び公表
- パブリックコメント
- 検討結果の公表

事項に関する問い合わせ先

環境省総合環境政策局環境経済課 担当：原田、宍戸

TEL: 03-5521-8229 FAX: 03-3580-9568

E-mail: gpl@env.go.jp

製品等の製造、販売、輸入の状況等の専門的事項に関する問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境調和産業推進室 担当：藤井、栗原

TEL: 03-3501-1679 FAX: 03-3501-7697

(4) 提出資料に使用する物品

提出資料に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品を使用してください(各様式の用紙、CD-Rのケース等)。

7. 資料

(1)(資料1)「特定調達品目の一覧」

(2)(資料2)「環境物品の調達の推進に関する基本方針」(抜粋)

基本方針の全文については、環境省のホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>